

決議（案）

未曾有の被害をもたらした東日本大震災、紀伊半島大水害、二度もの震度七を記録した熊本地震などの大規模自然災害を目の当りにし、また今後、想定される南海トラフ巨大地震や年々勢力を増す台風、激化する集中豪雨など「必ず起こる」災害に備え、災害発生時の広域的・機動的な対応の確保を図るため、幹線道路のミッシングリングの解消と幹線道路施設の耐震強化及びダブルネットワークの構築や防災・減災対策としての河川、砂防、港湾、海岸、都市計画等に係る施設の整備など、社会基盤の整備が喫緊の課題である。

また、少子・高齢化が急速に進む中、地域間格差の是正、個性あふれる地方創生に向けた地域の活性化と豊かな暮らしの実現、県民生活の安全・安心の確保、生産性向上による成長力の強化を図るためにも、社会基盤の整備は最優先課題である。

国においては、防災、減災、老朽化対策、メンテナンスなどを柱とする国土強靱化基本計画に基づき、毎年度アクションプランが策定されることとなっている。国土強靱化は、県土の強靱化が前提であり、本県においても基幹インフラとのネットワークを強化しつつ、未整備区間の早期解消等県内の社会基盤整備促進のためには、戦略的・計画的な予算の確保は言うまでもない。

さらに、建設から五十年以上が経過するなど、老朽化した施設の計画的な修繕・更新が求められている。特に、道路等の老朽化は待ったなしの状況であり、五年に一度の点検が一巡目を終えるが、地方は財政、人員、技術等の面で課題があることから、真に必要とする道路等の社会基盤整備の予算確保に加え、点検・診断・補修等への支援制度の拡充並びに、それに必要な予算の確保など、国による支援が不可欠である。

このように、本県の社会基盤は未だ不十分であることから、社会基盤の整備がより一層強力に図られるよう、また、来年度予定されている消費税引上げにより、経済成長を阻害することのないよう、平成三十一年度予算の確保に向けて、左記の事項について特段の配慮を要望する。

記

- 一、幹線道路や生活道路の未整備区間など、地方が必要な道路整備ならびに道路老朽化対策を長期安定的に推進するため、新たな財源の創設を検討するとともに、定期点検結果を踏まえた老朽化対策に必要な予算を別枠で確保すること。また、老朽化した施設の点検・診断・補修に対する補助や起債にかかる制度の拡充及び市町支援体制の構築を図ること
- 一、激化する集中豪雨により発生する洪水被害に対して、住民の安全・安心な暮らしを確保し、経済活動を支えるための治水対策や、耐震対策等に必要な予算を確保すること
- 一、頻発する土砂災害に対して、災害に強い県土づくりのための施設整備を進めるとともに、ハードソフトが一体となった効率的、計画的な対策を図るために必要な予算を確保すること
- 一、港湾施設、海岸保全施設は築造から五十年以上を経過したものが多く、老朽化が著しいことから、その機能を確保するために必要な予算を確保すること
- 一、少子・高齢化社会に対応したコンパクトな街づくりを進めるため、都市再生整備計画事業、街路事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による都市基盤整備に必要な予算を確保すること

以上決議する。

平成三十年七月二十五日